

(案)

資料 1 - 3

中 防 災 第            号  
令 和 4 年        月        日

内 閣 総 理 大 臣  
岸 田 文 雄 殿

中 央 防 災 会 議 会 長  
岸 田 文 雄

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び  
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定について  
(答申)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定する必要がある地域及び同法第9条第1項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域として指定する必要がある地域に関する、同法第3条第3項及び第9条第3項に基づく諮問（令和4年6月17日付府政防第1025号）に対し、それぞれ日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に指定すべき範囲として別紙1及び別紙2のとおり答申する。

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域市町村一覧（案）

北海道	函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前郡、上磯郡、茅部郡、二世郡、山越郡、枝幸郡枝幸町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、同郡洞爺湖町、有珠郡、白老郡、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、日高郡、河東郡、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡、広尾郡、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡、十勝郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域
青森県	青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、西津軽郡、北津軽郡中泊町、上北郡、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域
岩手県	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡、胆沢郡、西磐井郡、気仙郡、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域
宮城県	全域
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡、耶麻郡猪苗代町、西白河郡、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、石川郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡、双葉郡及び相馬郡の区域
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡、那珂郡、久慈郡、稲敷郡、結城郡及び北相馬郡の区域
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、芳賀郡、塩谷郡高根沢町及び那須郡の区域
千葉県	千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡栄町、香取郡、山武郡、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町及び夷隅郡御宿町の区域

## 別紙 2

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域市町村一覧（案）

北海道	函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前郡、上磯郡、茅部郡、二世郡、山越郡、虻田郡豊浦町、同郡洞爺湖町、白老郡、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、日高郡、広尾郡、中川郡幕別町、同郡豊頃町、十勝郡、釧路郡、厚岸郡、白糠郡、野付郡、標津郡標津町及び目梨郡の区域
青森県	青森市、八戸市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、西津軽郡、北津軽郡中泊町、上北郡野辺地町、同郡横浜町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡及び三戸郡階上町の区域
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡、宮城郡、牡鹿郡及び本吉郡の区域
福島県	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡新地町の区域
茨城県	日立市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡の区域
千葉県	銚子市の区域